

中小企業退職金共済制度のご案内

事業主へ

従業員への退職金には国の制度を活用しませんか？

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

■制度のしくみ

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、その従業員からの請求に基づき、中退共本部から退職者へ直接退職金が支払われます。

■制度のメリット

- ・掛金は全額非課税です。
- ・掛金の一部を国が助成します。（一部対象外あり）

- ・手数料はかかりません。
- ・家族従業員やパートタイマーも加入できます。

掛金は5千円から3万円の範囲で16種類から従業員ごとに選択できます。短時間労働者はこの他に、2千円・3千円・4千円の特例掛金月額も選択できます。

- ・外部積立で管理が簡単です。
- ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします。

他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

- ・福利厚生に利用できる提携割引サービスがあります。

※詳しくはインターネットで「中退共」と検索してホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと（生命に関わることや緊急を要すること）などについてご相談ください。

- ・下記実施主体あてに直接ご本人から電話またはメールで相談してください。電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。

■相談料

無料

■相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎0166-38-8800
FAX 0166-33-0021
メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

※いただいた相談内容に関して、後日センターから電話連絡することがあります。

※これまで開催日や時間、場所を指定した相談会を町内で実施していましたが、新型コロナウイルスの感染予防のため、当分の間、相談会の実施を休止します。ご理解のほどよろしくお願ひします。

皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。（敬称略）
6月16日～7月15日受領分

- ・下川町に
森林づくり事業として
中尾 稔（音威子府村）
下村 清一郎（埼玉県）



社会福祉事業として
松井 進（神奈川県）

- ・社会福祉協議会に（生前のご交誼に謝して）
西 町 寺田 光子（亡子）
西 町 山下 幸子（亡夫）
旭 町 佐藤 和子（亡夫）
錦 町 藤根 喜幸（亡母）

令和2年度広報しもかわ7月号の「皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。」において、寄贈者様の寄贈先について下記の通り誤りがありました。訂正するとともにお詫び申し上げます。

誤 あけぼの園に（寄贈先）

正 山びこ学園に